

平成24年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第25483号 損害賠償等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成24年10月30日

判 決

東京都千代田区<以下略>

原 告	丸 善 出 版 株 式 会 社
同訴訟代理人弁護士	吉 羽 真 一 郎
	佐 々 木 奏

愛知県春日井市<以下略>

被 告	有 限 会 社 フ ォ ー プ ラ ス
主	文

- 1 被告は、別紙被告商品目録記載のDVD商品を複製し、頒布してはならない。
- 2 被告は、前項記載の商品の在庫品及びその原版を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、2671万5700円及びこれに対する平成24年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

- 1 原告訴訟代理人は、主文第1ないし第4項と同旨の判決及び仮執行の宣言を求め、請求の原因として、次のとおり述べた。
 - (1) 丸善株式会社(以下「丸善」という。)は、平成13年から平成14年にかけて、DVDに収録された映像コンテンツである別紙作品目録記載の作品(以下「本件作品」という。)を制作して、その著作権を有していた。
 - (2) 丸善は、出版事業部の書籍、雑誌の出版等の事業を分社化するために新設分割をし、原告は、平成23年2月1日、上記新設分割により設立されて、本件作品の著作権を、その侵害に基づく損害賠償請求権を含めて承継した。

(3) 被告は、平成14年ころから平成24年7月までの間、本件作品を複製した別紙被告商品目録記載のDVD商品（以下「被告商品」という。）を少なくとも163セット制作し、販売した。

(4) 被告は、被告商品を1セット当たり15万円で販売したところ、被告商品1セット当たりの製造原価は1000円を超えないから、被告は、被告商品の制作販売行為により、少なくとも2428万7000円（14万9000円×163セット）の利益を得た。

(5) 被告による被告商品の制作販売行為と相当因果関係がある弁護士費用の額は、242万8700円である。

よって、原告は、被告に対し、著作権法112条に基づき、被告商品の複製、頒布の差止め並びに被告商品の在庫品及びその原版の廃棄を求めるとともに、民法709条、著作権法114条2項に基づき、損害賠償として2671万5700円及びこれに対する不法行為の後の日である訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 被告代表者は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、陳述したものとみなした答弁書に記載された事項によれば、被告は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との裁判を求め、請求の原因に対し、「請求の原因(1)のうち、丸善が本件作品の著作権を有していたことは知らないが、その余の事実は認める。同(2)の事実は知らない。同(3)ないし(5)の各事実は否認する。被告は丸善の了解を得て被告商品を販売した。」と認否したものである。

3 丸善が平成13年から平成14年にかけて本件作品を制作したことは、当事者間に争いがなく、証拠（甲1ないし9）及び弁論の全趣旨によれば、請求の原因(1)のその余の部分及び請求の原因(2)ないし(5)の各事実が認められる。

なお、被告は、丸善の了解を得て被告商品を販売したと主張するが、被告が販売した163セットの被告商品について、被告が丸善から了解を得たことを認めるに足りる証拠はない。

被告商品目録

題名 これからの吹奏楽 楽器編 (全16巻)

- 木管楽器 1 : フルート／ピッコロ
- 木管楽器 2 : クラリネット (B♭)
- 木管楽器 3 : E♭／アルト／バス／コントラアルト
コントラバスクラリネット
- 木管楽器 4 : オーボエ／イングリッシュホルン
- 木管楽器 5 : ファゴット
- 木管楽器 6 : サキソフォン①ソプラノ／アルト
- 木管楽器 7 : サキソフォン②テナー／バリトン
- 金管楽器 1 : トランペット①
コルネット／フリューゲルホルン
- 金管楽器 2 : トランペット②
コルネット／フリューゲルホルン
- 金管楽器 3 : トロンボーン／バストロンボーン
- 金管楽器 4 : ホルン
- 金管楽器 5 : ユーフォニアム
- 金管楽器 6 : テューバ
- 打楽器・弦楽器 1 : 打楽器①
- 打楽器・弦楽器 2 : 打楽器②
- 打楽器・弦楽器 3 : コントラバス／ハープ

